

全国一斉

労働相談

ホットライン

ろうどうのいろは

0120-610168

※上記は特設番号です。6/10 以外は御利用いただけませんので御注意ください。

弁護士が
無料で
対応します

2015/6/10 (水)

労働の日

10:00~22:00

大学の試験を
受けられない程
バイトのシフトが入る...

バイトを辞めたいのに
辞めさせてくれない...

次の更新がない...

残業代が
出ない...

パワハラ
セクハラ
がひどい...



こんなことはありませんか...?

- ・実際は求人広告よりも賃金が低かった
- ・残業代が出ない
- ・上司から怒鳴られる
- ・残業が多すぎて疲れてしまった...
- ・明日から来なくてもいいと言われた

・会社でけがをしたのに「労災手続」を取ってもらえない

・次は更新しないという契約書にサインをすれば今回だけ更新すると言われた

主催：横浜弁護士会・日本弁護士連合会

お問い合わせ先 横浜弁護士会 045-211-7705

